

津市上下水道事業公告第13号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

令和7年4月28日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩



別紙のとおり

1 入札に付する事項

- (1) 件名
令和7年度 水道メーター取替業務委託（河辺町ほか）
- (2) 業務委託の概要
水道メーターの取替業務
- (3) 業務場所
津市河辺町ほか12町地内
- (4) 履行期間
契約締結日から令和8年4月30日まで

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、下記の事項の全てに該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 納期の到来している国税、都道府県税及び市町村税を完納している者
- (3) 本公告日において、本市の区域内に本店を有する津市水道事業指定給水装置工事事業者である者
- (4) 本件の公告から入札時までの期間において、本市から指名停止を受けていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者

3 本件入札の参加申込みに係る書類等の配付

入札参加申込みに係る書類、仕様書、仕様書に関する質問書等については、

津市ホームページ当該入札記事内からダウンロードするか、津市上下水道事業局水道維持課（給水・計量担当）にて配付します。（配付期間は、令和7年4月28日（月）から同年5月16日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで）

4 入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年5月8日（木）午後5時まで

イ 提出場所

〒514-0073 津市殿村5

津市上下水道庁舎1階 上下水道事業局水道維持課給水・計量担当

ウ 提出方法

指定の「仕様書等に関する質問書」（第1号様式）に質問内容等の必要事項を記入の上、提出場所に持参又はFAX（FAX番号059-237-1210）により提出してください。

なお、代表者氏名については自署又は記名と押印とします。

エ その他

電話、口頭等による質問や提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印（自署の場合を除く。）のない質問書は受け付けません。また、FAXの場合は電話での到着の確認を必ず行ってください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年5月13日（火）

イ 回答方法

津市ホームページ当該入札記事内において公開します。（質問者名は非公開とします。）また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様書等についての不明を理由とした異議の申し立てはできず、回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札参加資格の確認等

本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。提出

期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間

令和7年5月16日（金）まで（土曜日、日曜日、祝日及び休日を除く。）
の午前8時30分から午後5時15分まで

※この期限を過ぎて提出された申請書類は受理しません。

(2) 提出場所

〒514-0073 津市殿村5

津市上下水道庁舎1階 上下水道事業局水道維持課給水・計量担当

(3) 提出方法

持参によることとし、その他の方法は認めません。

(4) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書（コピー可）

地方公共団体で完納証明書がない場合には、滞納がないことを表す証明書に代えることができるものとします。

（条件付一般競争入札参加申込書の提出日の前3ヶ月以内に証明されたものに限り、エ及びオについても同じです。）

（ア） 国税に係る証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

（イ） 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書を提出してください。

エ 登記事項証明書等（コピー可）

次の（ア）から（ウ）のいずれかの書類を提出すること。

（ア） 法人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（イ） 商号登記をしている個人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

（ウ） 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

オ 印鑑（登録）証明書（コピー可）

カ 使用印鑑届（第 4 号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、
実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和 7 年 5 月 2 0 日（火）までに発送する条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 入札及び開札の日時場所

(1) 日時

令和 7 年 5 月 2 8 日（水）午前 9 時 3 0 分

(2) 場所

津市殿村 5 津市上下水道庁舎 2 階 入札室

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約の締結の際に、契約単価に予定数量を乗じて得た金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の 1 0 0 分の 1 0 を加算した金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）の 1 0 0 分の 1 0 以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、津市契約規則第 2 8 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

(3) 入札前に入札者確認票（第 5 号様式）を提出し、確認を受けてください。

8 入札の無効

津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」という。）第 1 9 号各号及び津市条件付一般競争入札参加者心得第 4 各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 その他の注意事項

(1) 入札にあたっては、指定の入札書（第 6 号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参

照)に入れ、貼合わせ部分に3箇所の封印をしてください。

- (2) 入札金額は、各口径別の水道メーター取替1器当たりの単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の全てを合計した金額を記載することとします。また、内訳書には単価、単価に予定数量を乗じた額、合計金額を記載してください。

なお、内訳書に記載する単価は課税業者については、消費税及び地方消費税分を除いた金額を、免税事業者については、契約希望単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (3) 落札者は、有効な入札による入札金額のうち、予定価格の範囲内において最低価格（以下「最低入札金額」という。）をもって入札を行った1者とします。

ただし、契約にあたっては各口径別の水道メーター取替1器当たりの単価による契約とします。

課税事業者については、単価(税別)による契約とし、請求時において、契約単価より算出した金額に消費税及び地方消費税分として当該金額の100分の10を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

免税事業者については、単価に消費税及び地方消費税相当分として当該金額の100分の10を加算した金額を契約単価とし、請求時において、契約単価より算出した金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を請求金額とします。

なお、落札は予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が2者以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (4) 初度の入札で予定価格に達しなかった場合、再度入札を行う場合がありますので、予備の入札書を用意してください。
- (5) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (6) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (7) その他、入札の参加者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

担当課（問い合わせ先）

津市上下水道事業局水道維持課（給水・計量担当）

電話番号 059-237-5807

FAX 059-237-1210